社労士 ふ く し ま　月間情報　No.229
2016.8 月号

福島県社会保険労務士会　〒960-8252
発行担当者　広報委員会　蓬田信一　福島市御山字三本松 19-3
http://fukushima-sr.jp　TEL０２４－５３５－４４３０
E-mail　fukusha@green.ocn.ne.jp　FAX０２４－５３４－５４３２

目　次

P2～ 県会情報　・研修会の予定　・倫理研修　・社労士会総合相談所
P3～ 連合会情報　・関与先企業向け使用者賠償責任保険制度
・社労士手帳
・連合会 HP 会員専用ページ情報
・アンケートへのご協力のお願い
P4　支部研修会　・いわき支部
地協　・東北北部３県　・東北南部３県
関係機関だより　・福島労働局　・日本年金機構
・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
・協会けんぽ　・社会保険ふくしま
P5～ 事務局だより・政連だより
P7～ 理事会報告

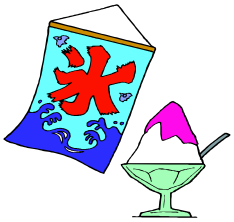

【 別 添 】

1. 新入会員研修会の開催について(P1～)

申込締切　8 月 25 日(木)必着

2. 年金相談実務者研修(初心者)の実施について(P3～)

申込締切　8 月 25 日(木)必着

3. 特定個人情報保護評価研修及び第 1 回研修会の開催について(P7～)

申込締切　9 月 14 日(水)必着

4. 平成 28 年度北海道・東北地域協議会　東北北部 3 県労務管理研修会の開催について(ご案内)(P9～)

申込締切　青森県会　8 月 31 日(水)必着

5. 厚生労働省「メンタルヘルス不調による休業者を対象としたフィットノートのモデル的使用による制度設計のための情報収集」調査研究への協力について（P11～）

申込締切　8月31日（水）必着

6. 高等学校における「高校生支援セミナー」講師の募集について（P17～）

申込締切　8月31日（水）必着

7. 平成28年度外国人技能実習制度適正化事業に係る専門家の募集について（P19）

申込締切　8月31日（水）必着

8. 平成28年度倫理研修の開催について（受講対象者のみ）　申込締切　9月30日（金）必着

県　会　情　報

１．　研修会の予定

新入会員研修会	9月6日（火） 10：00～ 17：30	社労士制度の概要、社労士会の組織・権利・会則等について、WEBを利用しての社労士業務、顧問先開拓と事務所経営、事務代理、政連の役割、実務研修（社会保険関係、労働関係）	会長等
	9月7日（水） 9：00～ 12：00	実務研修（労災保険給付申請）、社労士の職業倫理、税金	常任理事等
特定個人情報保護評価研修	9月23日（金） 10：30～ 12：30	特定個人情報保護評価の概要 特定個人情報保護評価書作成ツールを使って評価書の作成 SRPⅡ認証制度の概要 サイバー法人台帳ROBINSについて	久井副会長、 菅野理事、 草野常任理事
第1回研修会	9月23日（金） 13：30～ 16：30	職業倫理と不適切な情報発信の防止について	会長
		労働契約法改正による無期転換について（仮題）	福島労働局雇用環境・均等室
		雇用保険法改正について（仮題）	社労士　渋谷康雄　氏（東京会）
倫理研修	11月18日（金） 13：30～ 17：00	講義（DVD視聴含む）、グループディスカッション、解説	武田業務委員長 菅野業務副委員長

※「年金相談実務者研修（初心者）」については街角の年金相談センター運営本部（連合会）での実施となります。詳細は別添案内をご覧のうえ、県会事務局へお申込みください。

２．　倫理研修について

倫理研修は5年に1度全会員が受講していただく義務研修です。受講対象者登録年度は以下の通りです。27年度猶予申出されている方は今年度受講となります。**今年度の受講対象者には別紙ご案内を同封しておりますので、9月30日（金）**までに必ず受講確認書の提出をお願いいたします。

受講対象者　登録年度

①平成２７年度　（平成２７年４月１日～ 平成２８年３月３１日）
②平成２２年度　（平成２２年４月１日～ 平成２３年３月３１日）
③平成１７年度　（平成１７年４月１日～ 平成１８年３月３１日）
④平成１２年度　（平成１２年４月１日～ 平成１３年３月３１日）
⑤平成　７年度　（平成　７年４月１日～ 平成　８年３月３１日）
⑥平成　２年度　（平成　２年４月１日～ 平成　３年３月３１日）
⑦昭和６０年度　（昭和６０年４月１日～ 平成６１年３月３１日）

※登録年度は、社会保険労務士証票及び特定社会保険労務士証票に記載されている登録年月日により確認することができます。

３．　福島県社労士会総合相談所について≪これまでの相談件数≫

実施	社労士会総合相談所			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
28 年度(6 月)	2 件	2 件	1 件	1 件
7/27(水)	1 件	1 件	1 件	1 件
今年度実績	3 件	3 件	2 件	2 件
総計	H15.6～28.7　161 件		19.7～28.7　112 件	
実施	被災者支援無料相談会(県会事務局)			
	労働		年金	
	申込件数	相談件数	申込件数	相談件数
7/13～8/3	0 件	0 件	4 件	4 件

＜次回相談員＞
○社労士会総合相談所
【8/24】・北目純子
　　・大原百合
○被災者支援無料相談会
【8/10】坂巻量仁
【8/17】渡邉浩美
【8/31】佐川弘行
【9/7】　村山敦子

＜相談内容＞※過去に相談所・相談会で受けた相談内容を情報提供いたします。
【パワハラ】上司よりパワハラ行為を受けた。上司に謝ってもらいたい。
【障害年金】現在 69 歳。68 歳の時に倒れ現在入院中。障害年金はどのようになるのか聞きたい。
【その他】雇用契約書は 3 ヶ月ごと更新。労基署へ休業補償のことで相談に行くと言ったら、会社から脅かしのようなことを言われた。

連合会情報

１．　関与先企業向け使用者賠償責任保険制度の取扱い開始のご案内（P9～）

本制度につきましては、別添（P9～）をご確認ください。

２．　2017 年版社労士手帳の配布について

会員へは、県会より無償にて 1 冊配布いたします（12 月 10 日発送予定）。個別で注文する際は、月刊社労士 8 月号をご確認いただき連合会へ直接ご注文ください。

３．　連合会 HP 会員専用ページ情報

以下について、連合会ＨＰ会員専用ページに掲載されておりますので、ご確認ください。
http://www.shakaihokenroumushi.jp/social/explanation.html

＜通達情報＞

- 職場意識改善助成金の改正に係る周知について
- 国民年金・厚生年金保険 精神の障害に係る等級判定ガイドラインの実施等について
- 建材中の石綿含有率の分析方法に係る講習会の実施について
- 平成 28 年度（第 67 回）全国労働衛生週間に関する協力依頼について

＜トレンドボックス＞

✧　【緊急】資格取得時における本人確認事務の取扱い（差替）

４．　企業等に勤務する社労士向け施策に関するアンケートへのご協力のお願い

連合会が行うべき施策等に関する具体的なニーズ等を把握することを目的として、企業等に勤務されている社労士の方々を対象にアンケート調査を実施することといたしました。詳細は連合会 HP 会員専用ページをご覧ください。

【企業等に勤務する社労士向け施策に関するアンケート】

●回答期間

平成 28 年 7 月 15 日（金）～8 月 31 日（水）

●対象

民間企業、公法人・団体等に勤務する社労士の方

※開業社労士事務所並びに社労士法人に勤務する社労士の方につきましては、本アンケートでは対象外とさせていただきたく存じます。

●回答フォーム

連合会ＨＰ会員専用ページ「回答フォーム」よりご回答ください。

支部

1.　第1回いわき支部研修会

○日　時　平成 28 年 9 月 2 日（金）　12：30～ 18：00

○場　所　Ｊヴィレッジ

（双葉郡楢葉町大字山田岡字美シ森 8 番）

○内　容　①福島第一原子力発電所　視察

②労働安全衛生について

講師：労働安全衛生コンサルタント（予定）

○懇親会　18：30～　寿司割烹　柏屋

（双葉郡広野町大字下浅見川字築地 24-3）

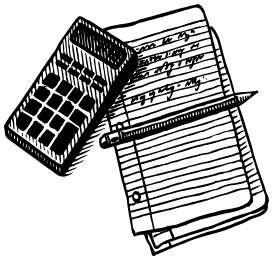

地協

１．東北北部 3 県労務管理研修会

参加希望する方は､別添受講申込書により**9月5日(月)**まで**青森県会**に申込みください。

２．東北南部 3 県労務管理研修会（予定）

11月8日(金) 13：30～ 17：00	ホテル 福島グリーンパレス	労働法の今後のあり方、行方について（仮題）	東京大学大学院法学政治学研究科教授　荒木尚志　氏

※詳細は、来月ご案内いたします。

関係機関だより

1.　社会保険労務士の業務について（P13～）・・・福島労働局

2.　福島事務センターの統合について（P17）・・・日本年金機構

3.　高年齢者雇用安定助成金「活用促進コース」「無期雇用転換コース」（パンフレット）・・・独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

4.　育児・介護休業法の改正について・・・厚生労働省

平成29年1月1日より、有期契約労働者の育児休業取得要件の緩和や介護休業の分割取得などを内容とする改正育児・介護休業法が成立し、仕事と家庭の両立に向けて、より活用しやすい制度となる予定です。本改正についてのリーフレットを作成しましたので、下記厚生労働省ＨＰをご参照ください。

http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/pamphlet/pdf/ikuji_h28_06.pdf

5.　最新情報・健保クイズを配信・・・協会けんぽ

協会けんぽ福島支部では、毎月５日前後にメールマガジンを配信しております。配信登録は無料です。下記ホームページアドレスからご登録ください。

検索サイトより「協会けんぽ福島　配信登録」の検索でも接続いただけます。
http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,47622,78,639.html

6. 社会保険ふくしま（財団法人福島県社会保険協会発行）については、ホームページをご覧ください。福島県社会保険協会 HP　http://www.f-shimakyoukai.or.jp

事務局だより

※ 社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習のお知らせ

社会保険労務士事務所等で労働社会保険法令事務に15年以上従事した従事者は、試験科目免除指定講習を受講することによって、試験科目の一部を免除されます。

社会保険労務士試験 試験科目免除指定講習の受講案内を希望される方は、事務局までご連絡ください。（受講申込期間8月1日(月)～9月2日(金)）

※お盆休みのお知らせ

県会事務局は、8 月 13 日(土)～16 日（火）はお盆休みのため休ませていただきます。

※県会 HP （http://fukushima-sr.jp）月間アクセス数情報

7 月 1 日～31 日総アクセス数　1,258(内訳：新規 888 リピーター 370)

会務報告及び予定

7 月 14 日　東北税理士会福島県支部連合会総会（郡山ビューホテルアネックス）
15 日　第 8 回福島県地域年金事業運営調整会議（コラッセふくしま）
19 日　東北地方建設産業社会保険未加入対策推進協議会（仙台合同庁舎）
22 日　福島県教育庁へ高校生支援セミナー協力依頼（福島県庁）
26 日　日本年金機構地域部との連絡会議（県会事務局）
27日　第157回福島県社労士会総合相談所（事務局）
28日　第1回業務委員会（県会事務局）
29日　社労士会総合相談所正副所長会議（事務局）、会津支部研修会（会津アピオ）
30日、31日　街角の年金相談センター(オフィス)長及び受付相談部門長会議（秋葉原ＵＤＸ）

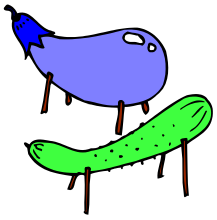

8月　1日　第1回広報委員会（県会事務局）
2日　福島市危機管理室、商工労政課と災害協定等に関する協議（福島市）
4日　第1回郡山支部研修会（ビッグアイ郡山）
6日　年金事務所相談員スキルアップ研修（県会事務局）
18日　福島県との災害協定締結式（福島県庁）
24日　第158回福島県社労士会総合相談所（事務局）

会員異動報告

	支部	名簿ﾍﾟｰｼﾞ	氏　　名	事務所・勤務先の名称・所在地・電話番号等
【入会】	福島	3/2 付設置	社労士法人福島中小企業労務協会	福島市御山字仲ノ町 103-6 TEL/024-534-1022 FAX/024534-1023
【変更】	福島	P5	菅野　浩司	事務所所在地 福島市南沢又字東谷地 21-7
		P6	斎藤　俊雄	事務所名称・所在地・電話番号・FAX 番号（開業→法人の社員） 社労士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町 103-6 TEL/024-534-1022 FAX/024534-1023
		P7	丸川　潤	事務所名称・所在地・電話番号・FAX 番号（開業→勤務） 社労士法人福島中小企業労務協会 福島市御山字仲ノ町 103-6 TEL/024-534-1022 FAX/024534-1023
	郡山	P11	久井　貴弘	FAX 番号：024-905-2277
【退会】	郡山		小林　研矢	7/31 付登録抹消
	相馬	P20	上遠野　勉	7/31 付登録抹消
	白河		本岡　藤栄	7/31 付埼玉会へ異動

政連だより

社会保険労務士政治連盟（以下「政治連盟」）の目的は、社会保険労務士の社会的・経済的地位の向上と社会保険労務士制度の発展を図るため必要な政治活動を行うことである。

政治連盟は、社会保険労務士全体のために活動することを目的としており、決して特定の党や個人の政治目的のため活動するものではない。（社会保険労務士政治連盟運営基本方針より要約抜粋）

【増子輝彦参議院議員からの当選御礼】

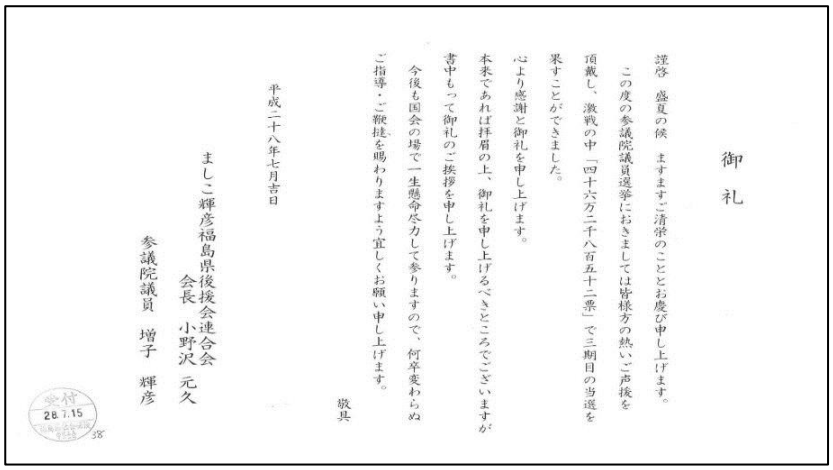

御礼

謹啓　盛夏の候　ますますご清栄のことお慶び申し上げます。

この度の参議院議員選挙におきましては皆様方の熱いご声援を頂戴し、激戦の中一四十六万二千八百五十二票」で三期目の当選を果すことができました。

心より感謝と御礼を申し上げます。

本来であれば拝眉の上、御礼を申し上げるべきところでございますが書中もって御礼のご挨拶を申し上げます。

今後も国会の場で一生懸命尽力して参りますので、何卒変わらぬご指導・ご鞭撻を賜わりますよう宜しくお願い申し上げます。

敬具

平成二十八年七月吉日

ましこ輝彦福島県後援会連合会
会長　小野沢　元久
参議院議員　増子　輝彦

28.7.15

第 24 回参議院議員選挙において、当政治連盟で推薦した増子議員より当選御礼状が送付されてまいりました。

また、8 月 4 日(木)増子議員ご本人が当選御礼のため県会事務局へ来局されました。

【活動報告】

○8月5日（金）亀岡偉民衆議院議員との政策懇談会（サンルートプラザ福島）

8月5日（金）ホテルサンルートプラザ福島において、亀岡偉民衆議院議員との政策懇談会が開催され、さまざまな意見交換が行われました。

また、宍戸政連会長より亀岡議員へ全国政連及び都道府県政連の第9次社労士法改正等に関する要望書をお渡ししました。

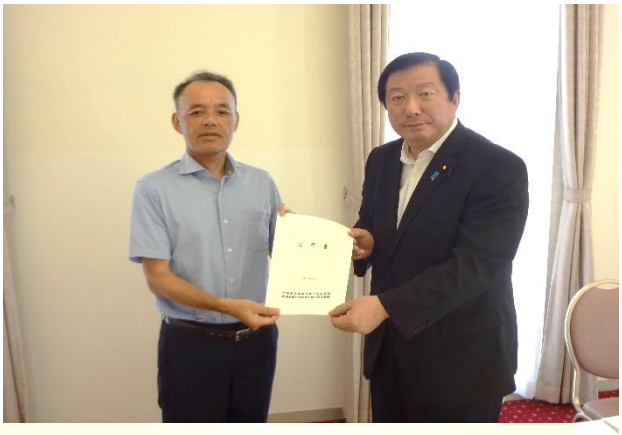

【出席者】

（後列）白岩会員、木村幹事、佐藤勝之会員、國嶋会員、菅野幹事、阿部会員、渡邊幹事、佐川幹事

（前列）浅川幹事、大原幹事、久井副会長、宍戸政連会長、亀岡議員、金子副会長、吉田幹事長

＊福島県政治連盟の活動を会員の皆様に知っていただく場として月間情報を利用させていただいています。（理事会にて承認）政連に加入いただいていない会員にも活動が報告されますがご容赦いただけますようお願いします。

第１回　理事会　報告

日　時　平成２８年７月８日（金）１３：００～１７：１５
場　所　事務局（福島市）
出席者　１７名　金子会長、宍戸・渡部・久井副会長、草野・武田・吉田常任理事、
　　菅野・佐川・瀬尾・大原・木村・浅川・中目・菊地・蓬田・高山理事
欠席者　２名　　渡邊・菅沼理事

報告事項

・ 事業再開・再生支援事業について、６月１３日に基本協定書を締結。現在、経営面の支援であり、今後労務関係の支援要請が見込まれる。
・ 労働条件審査・診断事業について、社協の協力を得て社協会員へチラシ等を配布。会員向け研修は６月２１日・２２日に開催。
・ 県会ホームページ「お知らせ」にて、県会各種事業等を掲載し更新に努めた。
・ がん就労支援事業について、意見交換会を２回開催の予定である。
・ 最賃センターは毎日開所、出張相談を５日開所。４～６月は土日祝日に開所し、７月以降は商工会の協力を得て開所する。専門家派遣は、１９０件が目標で５４件実施した。
・ 年金事務所の新規、異動等の配置状況を報告した。
・ 熊本県会への義援金は、５６名　３２７，４００円を福島・郡山支部の義援金も合わせて６月２８日に送金した。
・ 郡山市の水道料金等徴収業務委託に係る受託候補者選定委員を推薦。
・ 全国的に業務等の対応の不満の苦情が多い。研修の中で取り上げて注意喚起していく。
・ 規制改革会議へあげられた提案について、厚労省としては社労士法に定める業務は、社労士以外の者が行うことはできないことを明言した。
・ 平成１４年の税理士会との年末調整等に係る合意に関して今後、また協議することになっている。
・ 他　省略

審議事項

１．総会の総括について

総会で出された意見（役員報酬を含む人件費、会員権停止期間を含む会則の見直し）について、総務委員会で審議する。

懇親会の開催の仕方については、２月の理事会で検討する。

２．平成２８年度事業計画の具体的推進

・東日本復興支援事業について、講演会の具体的な内容等は、災害対策特別委員会で検討する。事業再開支援事業の専門家が足りない場合は、再募集する。福島県との災害協定の締結を進め、別途会員との契約の締結など具体的な実施の検討を行う。

・研修事業として、補佐人研修、業務研修、倫理研修等の研修会については業務委員会で具体的内容を検討する。
・不適切な情報発信を防止する取り組みとして、研修会等の機会を捉えて話をする。月間情報でも周知を図る。
・マイナンバー制度への対応について、特定個人情報保護評価書作成ツールの研修等を業務委員会で検討する。
・経営労務監査事業の社会福祉法人への労働条件審査･診断の推進について、経営労務監査推進特別委員会で検討する。自治体への労働条件審査の導入提案は、政連と連携し進める。自治体用のツールの作成についても進める。
・高校生支援セミナーの事業は、今年度も福島県教育庁へ要請する。
・社労士会ＡＤＲ事業、社労士会総合相談所の事業、医療労務管理コンサルタント新規研修、介護労務管理フォローアップ研修など、事業計画に基づき推進する。

３．ＳＲ経営労務センターの設置について

労働保険事務組合を持たない会員が、顧問先の事業主等を労災保険の特別加入ができるよう労働保険事務組合の設立について、設立する方向で検討に入る。

担当は、宍戸副会長、久井副会長、菅野・佐川・菊地理事

４．けんぽ協会福島支部からの協力依頼

事業所からの健康診断に関する記録提供にかかる同意書の取得業務について、健保協会から委託の要請があったが、健保協会が行うべき業務であり、社労士会としては契約しない。

５．職員の給与等について

昨年、据え置きとしたので、業務量を考慮し、会長と総務委員長に一任する。

６．その他

福島県中小企業団体中央会からの外国人技能実習制度適正化事業に係る専門家について、会員あてに募集する。

会員各位

関与先企業向け使用者賠償責任保険制度の取扱い開始のご案内

全国社会保険労務士会連合会

全国社会保険労務士会連合会では、社労士の皆様の関与先企業様への労務管理に関する相談指導の際に、**万が一のトラブルに備えるための、関与先企業経営の危機管理対策の一助となる保険制度の取扱いを開始いたします。**

つきましては、社労士の皆様の日々の業務に更なるご発展に向け、本制度を関与先企業様へ積極的にご案内いただきますようお願い申し上げます。

この「使用者賠償責任保険制度」は、業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任（使用者賠償責任）や、セクハラ・パワハラ等身体障害を伴わない精神的苦痛等の法律上の賠償責任（雇用関連賠償責任）を補償する従来にない新しい保険制度であり、当連合会のみが取り扱う専用商品です。

この度、連合会が取扱う社労士関与先企業にご加入いただける「使用者賠償責任保険制度」は、開業社労士及び社労士法人にご加入いただける「社労士専用使用者賠償責任保険制度」（以下「社労士向け制度」といいます。）**と同一の補償内容であり、一般より安い掛金でご加入いただけるメリットがある制度となっております。**

連合会では昨年３月より開業社労士及び社労士法人にご加入いただける「社労士向け制度」の取扱いを開始しております。

近年、労災事故が発生した場合、使用者の法律上の賠償責任が問われ、多額の損害賠償が命じられる労災事故判例が見られます。併せて、企業の社会的信頼性の低下による経営不振などが重なり、大きな経済的損失が発生するなど、企業経営に重大な支障をきたす事態も想定されます。また、昨今は、セクハラ・パワハラに加えてマタハラなど、身体障害を伴わないハラスメント行為についても、企業が厳しく責任を問われるようになってきています。

会員の皆様におかれましては、日常の業務を通じ、関与先企業に対し労災や労働紛争の未然防止を図るべく日々ご指導されていることと存じますが、今後、併せて、本保険制度を関与先企業へご案内いただくことで、予期せぬリスクから関与先企業を守るより有効なご指導を実践いただけるものと考えております。

また、このご案内を機として、メンタルヘルス不全に対応した就業規則への見直し等、改めて関与先企業へのコンサルティングの充実化に繋げていただきたいと考えております。

連合会では、より多くの社労士関与先企業へ本制度の周知を図りたいと考えておりますので、皆様におかれましては、本制度ご周知方ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

具体的な取扱方法等につきましては裏面をご参照ください。

NEW

「関与先企業様向け」使用者賠償責任保険制度
【取　扱　要　領】

本年度より、開業社労士ならびに社労士法人の「関与先企業」様に、本制度をご利用いただけることとなりました。

社労士の関与先企業様のみが加入できる独自の保険制度です！

保 険 期 間：　2016年3月31日～2017年3月31日 ※毎月1日からの**中途加入が可能**です。
（毎月10日までのお申込みで当月月末から補償開始（但し、取扱いは4月から11月まで。）

補 償 内 容：

保険の種類	支払限度額	免責金額
使用者賠償責任保険	1名・1災害／2億円	なし
雇用関連賠償責任保管	1名・1請求・保険期間中／1,000万円	なし

年 間 保 険 料：業種・賃金総額・平均被用者数により算出されます（関与先企業様から、「TAC（提携募集代理店）」へ直接お見積をご請求いただき、同社がお見積書等を作成し、関与先企業様へ送付いたします。）。

引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

保 険 代 理 店：（提携募集代理店）東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（TAC）
（事務幹事代理店）有限会社エス・アール・サービス

≪　お　願　い　≫

社労士の皆様は本制度のご紹介者です（保険業法により、本保険のご説明はできません。）。関与先企業様へのご説明をご希望される場合は、保険代理店または引受保険会社までご連絡ください。

本制度につきましては、「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社」(TAC)が責任をもってご説明いたします。社労士の皆様におかれましては、同社へ関与先企業様をご紹介いただきますようご理解のほどお願い申し上げます。

関与先企業様へは、右チラシ「社会保険労務士がおすすめする使用者賠償責任保険制度のご案内」と「パンフレット」（いずれもダウンロード可）を、下記「TACホームページ」に準備しております。（右チラシは切取ってご利用いただけます。）
チラシ等をご活用の上、関与先企業様へ本制度をご案内いただき、TACへ関与先企業様の連絡先窓口をご連絡いただくか、関与先企業のご担当者様にTACホームページから見積り依頼等を行っていただくようご案内ください。

◎関与先企業様が本制度にご加入いただいた場合、以下のとおり謝礼をご紹介社労士様へ贈呈いたします。

①	新規成約1件ごとに図書カード（1,000円分）
②	年間2件以上新規成約された場合、制度運営協力費（10,000円分の商品券）を贈呈

☆社労士・社労士法人向けの使用者賠償責任保険制度も募集中です。
※お問合せは、同じく下記「TAC」まで。

本制度に関するお問合せ先

東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社（略称TAC）
ホームページURL：https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/
（サイトから、見積ご請求、各種ご照会、チラシ、パンフレットのダウンロードなどが可能です。）

TAC　使用者賠償責任保険　で　検索

〒103-0027　東京都中央区日本橋1－19－1日本橋ダイヤビルディング8F
TEL：03-3243-7025(平日9:00 ～17:00)　担当：公務広域法人部　八木・田中

※本制度は、事務幹事代理店「エス・アール・サービス」と提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による募集となります。

社会保険労務士関与先企業の事業主の皆様へ

全国社会保険労務士会連合会がおすすめする使用者賠償責任保険制度のご案内

NEW

保険期間 平成28年3月31日 午後4時 ～ 平成29年3月31日 午後4時

お申込期日 平成28年3月18日(金) 中途加入も可能（毎月10日までの申込で当月月末から補償開始） (但し取扱いは4月から11月まで)

時代の変化は労災を取り巻く状況にも大きな変化をもたらしています。

うつ病による自殺や過労死等の

新しい労災リスクが増加しています！

●精神障害等の労災補償状況

厚生労働省資料

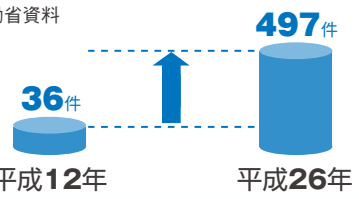

それらメンタルヘルスに起因する労災は

高額な賠償責任が続出しています！

●労災事故の高額判決例

平成14年	平成21年
医大（過労死）	製造業（過労自殺）
1億3,500万円	6,700万円

生産力低下や風評被害もあわせて

経営悪化の可能性も！

そこで、万が一の労務トラブルに備えて

使用者賠償責任保険制度へのご加入をおすすめいたします！

特長 1 従業員の業務災害・通勤災害に伴う法律上の賠償責任を**最大2億円**まで補償!

特長 2 パワハラ・セクハラ等に伴う法律上の賠償責任を**最大1,000万円**まで補償!

全国社会保険労務士会連合会

東京海上日動火災保険株式会社（引受保険会社）

このご案内は労働災害総合保険（使用者賠償責任保険）、雇用関連賠償責任担保特約条項付帯施設賠償責任保険（雇用関連賠償責任保険）の概要についてご紹介したものです。保険の内容は使用者賠償責任保険制度のパンフレットをご覧ください。詳細は契約者にお渡ししてあります保険約款によりますが、ご不明の点がありましたら代理店におたずねください。
全国社会保険労務士会連合会の「使用者賠償責任保険制度」は、〈事務幹事代理店〉有限会社エス・アール・サービスと〈提携募集代理店〉東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社との提携方式による保険募集となります。

社会保険労務士の関与先企業のみが加入できる制度です!

以下の部分を補償します

身体障害(業務災害・通勤災害)の場合

損害賠償責任額

- 使用者賠償責任保険(2億円限度)
- 法定外補償等
- 政府労災保険等

プラス

セクハラ・パワハラ等の侵害行為の場合

- 雇用関連賠償責任保険(1,000万円限度)

損害賠償責任額

※本保険制度で補償されるのは、図の青色の部分です。

こんなときに保険金をお支払いします

使用者賠償責任保険

困難かつ長時間の業務によるストレスが原因で精神疾患となり労災認定を受けた従業員が、業務実態を看過したとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

雇用関連賠償責任保険

繰り返し人前で厳しい指導を受けた従業員が、業務上の叱責の域を超えたパワハラ行為であるとして損害賠償請求され、法律上の賠償責任を負った。

ご加入方法

提携募集代理店「東京海上日動あんしんコンサルティング」のWEBサイトにアクセスいただき、詳細ご確認の上、同WEBサイト上の見積り請求フォームをご送信ください。

WEBサイトアドレス https://www.web-tac.co.jp/sharoushi-shiyoushabai/

TAC　使用者賠償責任保険 で 検索

〈お問い合わせ先〉

提携募集代理店 (申込手続きご照会・お問合わせ先)	東京海上日動あんしんコンサルティング株式会社(https://www.web-tac.co.jp) 〒103-0027　東京都中央区日本橋1-19-1 日本橋ダイヤビルディング8F **TEL 03-3243-7025**(受付:平日9:00～17:00) **FAX 03-3243-7035**
事務幹事代理店	有限会社 エス・アール・サービス(http://www.sr-service.jp) 〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-12 社会保険労務士会館10F **TEL 03-6225-4873**(受付:平日9:30～17:30)
引受保険会社	東京海上日動火災保険株式会社 (担当窓口)**広域法人部法人第二課** **TEL 03-3515-4153**(受付:平日9:00～17:00)

ご注意ください

※社会保険労務士は本保険の紹介者です(保険業法により、本保険のご説明はできません。)。ご説明をご希望される場合は、必ず代理店または引受保険会社まで直接お問い合わせください。

※建設業・林業等の有期事業、金融業・保険業を営まれる企業・事業主はご加入いただけません。

さらに 会社と従業員を守るため、保険での備えに加えてメンタルヘルス対策等を実施しましょう!

社会保険労務士にご相談ください

例えば「メンタルヘルス不全に対応した就業規則への見直し」など

中小企業も、メンタル不全に関する社内ルールを明確にする必要があります。メンタル不全者が回復するまで休職を認め、復帰後も無理なく働けるよう支援するためにも、予め就業規則を整備しておくことが重要です。専門家である社会保険労務士がお手伝いいたします。

「社会保険労務士」は社会保険労務士法に基づく国家資格者であり、労働、社会保険に関する法律、人事労務管理の専門家です。企業の実業を専門家の目で分析し、きめ細かいコンサルティングを行うことで、企業の発展を促し、活気ある職場づくりを支援します。

保険以外のメンタルヘルス対策全般について、

人事労務コンサルティング全般

私たち**社労士**が**お手伝いします**

平成28年1月作成　15-T09206

福島労発基0727第1号
平成28年7月27日

福島県社会保険労務士会
会長　金子　昌明　殿

福島労働局長
（公印省略）

社会保険労務士の業務について

厚生労働省においては、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成26年法律116号）の附帯決議を踏まえ、社会保険労務士の業務の明確化を図ることを目的とした通知を発出したところです。その内容等については既に、厚生労働省労働基準局監督課長から全国社会保険労務士会連合会会長あてに、別添のとおり各都道府県社会保険労務士会への周知依頼が行われておりますが、参考までにお送りいたします。

235

受付
28.7.29
福島県社会保険労務士会

別添

基監発 0719 第 3 号
平成 28 年 7 月 19 日

全国社会保険労務士会連合会
会長　大西　健造　殿

厚生労働省労働基準局監督課長
（契　印　省　略）

社会保険労務士の業務について

社会保険労務士法の一部を改正する法律(平成 26 年法律 116 号)については、本法案の審議に当たって、政府は、「社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。」等の附帯決議がなされたところです（別紙参照)。

これを踏まえ、厚生労働省では、平成 28 年 3 月 11 日付け基監発 0311 第 1 号「社会保険労務士の業務について」（別添）を都道府県労働局長に通知しましたので、貴会におかれましても、その趣旨及び内容を御理解いただくとともに、各都道府県社会保険労務士会に周知をお願いします。

（別添）

１０年保存	
機密性	１
平成28年3月11日から 平成38年3月10日まで	

基監発0311第１号
平成28年３月11日

都道府県労働局長　殿

厚生労働省労働基準局監督課長
（契　印　省　略）

社会保険労務士の業務について

社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成26年法律116号）については、本法案の審議に当たって、政府は、「社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。」等の附帯決議がなされたものである（別紙参照）。

社会保険労務士による労働争議への介入については、平成18年３月１日付け厚生労働省基発第0301002号・庁文発第0301001号「社会保険労務士法の一部を改正する法律等の施行について」の記の第１の１をもって通知されているところであるが、下記について、的確に運用されたい。

なお、現実には、労働争議時の団体交渉の態様の多様性等から判断が困難な場合があり、具体的事情に即して個別的に判断することが必要となることに留意されたい。

記

１　労働争議時において、当事者の一方の行う争議行為の対策の検討、決定等に参与するような相談・指導の業務については、社会保険労務士法第２条第１項第３号の業務に該当することから、社会保険労務士の業務として行うことができること。

２　社会保険労務士が、労働争議時の団体交渉において、①当事者の一方の代理人となって相手方との折衝に当たること、②当事者の間に立って交渉の妥結のためにあっせん等の関与をなすことはできないこと。

【別紙】

○　社会保険労務士法の一部を改正する法律案に対する附帯決議
　　参議院厚生労働委員会附帯決議（平成26年11月11日）

　政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

１～３　（略）

４　社会保険労務士による労働争議への介入が可能となる範囲については、客観的に明確となるよう必要な措置を講ずること。

５　（略）

<管理No.133>

機密性2完全性2可用性2（東北地域第一部）

年 東 発 第 1 号
平成２８年８月１日

福島県社会保険労務士会長　殿

日本年金機構東北地域第一部長

福島事務センターの統合について

日頃より、日本年金機構における業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

このたび、当機構の福島事務センターは平成２９年１月１日付をもって仙台広域事務センターへ統合することとなりましたのでお知らせします。

これを機に職員一同、より一層の事務処理の迅速化と効率化を進めるとともに、お客様サービスの向上に努めていく所存ですので、引き続き、ご理解とご協力の程よろしくお願い申し上げます。

記

統合対象 事務センター	統合先 事務センター	統合先 事務センター所在地
福島事務センター	仙台広域事務センター	〒980－8461 宮城県仙台市青葉区中央 4-6-1 住友生命仙台中央ビル 18 階

【照会先】
日本年金機構東北地域第一部
管理グループ　小畑、田代
電話番号 022－716－5001（代表）